市立中学校へ入学予定の保護者の皆様へ

令和６年１月
川崎市教育委員会事務局

学校給食費の納付に関する手続について

１　学校給食の申込及び学校給食費の口座振替の手続について

川崎市立小学校又は特別支援学校から入学し、手続が済んでいる場合、内容に変更がない限り、原則として**市立中学校への入学に伴い、**改めて**学校給食の申込及び学校給食費の口座振替の手続をしていただく必要はありません。**ただし、市外からの転入等や口座振替の金融機関を変更したい場合、学校給食の区分（停止再開等）を変更したい場合は、手続が必要になります。

令和６年度の学校給食費についても掲載していますので、御確認くださいますようお願いいたします。

（１）新たに市立学校で給食を食べる場合（市外からの転入・私立学校からの進学等）

①学校給食の申込

パソコンやスマートフォンから、**オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）**で、学校給食の申込が可能です。こちらを御利用の場合、「学校給食申込書」の記載・提出は不要です。
遅くとも**給食開始前までに申込を行ってください。**

下記 QR コードからアクセス　該当する方の QR コードを読み込んで申込してください。

★　令和６年度の新入生用

☆　年度途中の転入生用

e-KAWASAKI 操作方法→　e-KAWASAKI トップページ（ホーム）の「初めてご利用される方へ」や「ヘルプ」、「よくあるご質問」をご参照ください。
川崎市総務企画局デジタル化施策推進室 044-200-2077

➢または「**学校給食申込書**」（４枚組の書類のうち**４**枚目）　➔ **学校**に提出

切り離して必要事項を御記入いただき、**入学式の日に学校に提出**してください。

②学校給食費の口座振替の手続

既に川崎市立小学校又は特別支援学校で学校給食費が口座振替になっている場合、**中学校入学後も引続き同じ口座から学校給食費が自動的に引落しされます。**

※教材費等の学校徴収金（学校の指定口座）とは、別の手続になります。

パソコンやスマートフォンから、**Ｗｅｂ口座振替受付サイト**　で口座振替の申込ができます。
こちらを御利用の場合、「口座振替納付依頼書」の記載・金融機関への提出は不要です。
詳しくは、右の QR コードから御確認ください。
申 込 期 限　　**令和６年５月２０日**（第１期の口座振替日　７月１日分から）

➢または「**口座振替納付依頼書**」（４枚組の書類のうち**１～３**枚目）　➔ **金融機関**に提出

複写式ですので、切り離さずに必要事項を御記入いただき、**川崎市の取扱金融機関に直接お持ちください。**金融機関における口座振替の手続につきましては、できる限り**入学の日まで**にお済ませくださいますようお願いいたします。記入例は用紙の３枚目裏面を御参照ください。

（２）住所や氏名等が変更となった場合

提出いただいた「学校給食申込書」の記載内容（お子様の氏名、学校給食費負担者（保護者等）の氏名、電話番号等）に変更があった場合、**「学校給食申込書記載事項変更届」を入学する学校に提出**してください。用紙は学校からお渡しするほか、川崎市ホームページからもダウンロードできます。

（３）振替口座を変更したい（又は新たに口座振替による納付を行いたい）場合

現在、学校給食費を納付書で納付いただいており、新たに口座振替を希望する場合や、振替口座を変更したい場合は、Ｗｅｂ口座振替受付サービス（表面の（１）②の QR コードを参照）又は学校からお渡しする「口座振替納付依頼書」での手続をお願いいたします。

※Ｗｅｂ口座振替受付サービスを御利用の場合、入力画面の「連番」は、「０」を８ケタ入力してください。

２　令和６年度の学校給食費について

（１）口座振替日（納期限）は次のとおり予定しています。

	第１期	第２期	第３期	第４期	第５期	第６期	第７期	第８期	第９期
納期限	7月1日	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	1月6日	1月31日	2月28日
対象月	4,5月分	6月分	7月分	8,9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2,3月分

（２）学校給食費の納付金額は次のとおり予定しています。

学年	給食実施回数	1食当たりの基準額	区分	１期	２～８期	９期
１・２年生	165回（最大）	320円	完全給食	9,600円	4,800円	9,600円
			牛乳停止	8,000円	4,000円	7,395円
３年生	155回（最大）		完全給食	9,200円	4,600円	8,200円
			牛乳停止	7,600円	3,800円	6,565円

※学校給食費は最終的に１年間の給食提供回数に応じてお支払いいただきます。学校給食費の「精算」は第９期で実施します。

※「牛乳停止」は、はっこう乳等の飲み物全般が対象となります。

学校給食費の納付手続に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　食物アレルギー等により牛乳を停止する又は牛乳のみの提供、若しくは学校給食を停止する場合は？

Ａ１　**「学校給食費区分変更届」の提出が必要**となります。既に市立小学校等で提出いただいている場合であっても、改めて入学される中学校に相談の上、提出願います。必要書類等の詳細は中学校にお問い合わせください。**学校給食の提供を停止する場合も、同様に中学校への相談と「学校給食費区分変更届」の提出が必要です。**用紙は学校からお渡ししているほか、川崎市ホームページからダウンロードできます。

Ｑ２　生活保護（又は就学援助）を受給している場合は？

Ａ２　生活保護を受給している方や就学援助の認定を受けている方は、学校給食費の負担は生じません。認定されるまでは学校給食費をお支払いいただきますが、先にお支払いいただいた認定対象となる学校給食費については、認定後に返金します。（**学校給食の申込及び口座振替の手続は必要です。**）

➢問合せ先

学校給食費のお支払いに関するお問合せは、下記担当までお願いいたします。

川崎市教育委員会事務局　健康給食推進室
電話　044-200-2539　／FAX　044-200-1810
メールアドレス　88kyusyoku@city.kawasaki.jp
URL　https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121366.html

※「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。